

地区防災計画について

一般財団法人 関西情報センター
坊農 豊彦
NPO法人 とれじゃーBOX 理事長
大槻 由美



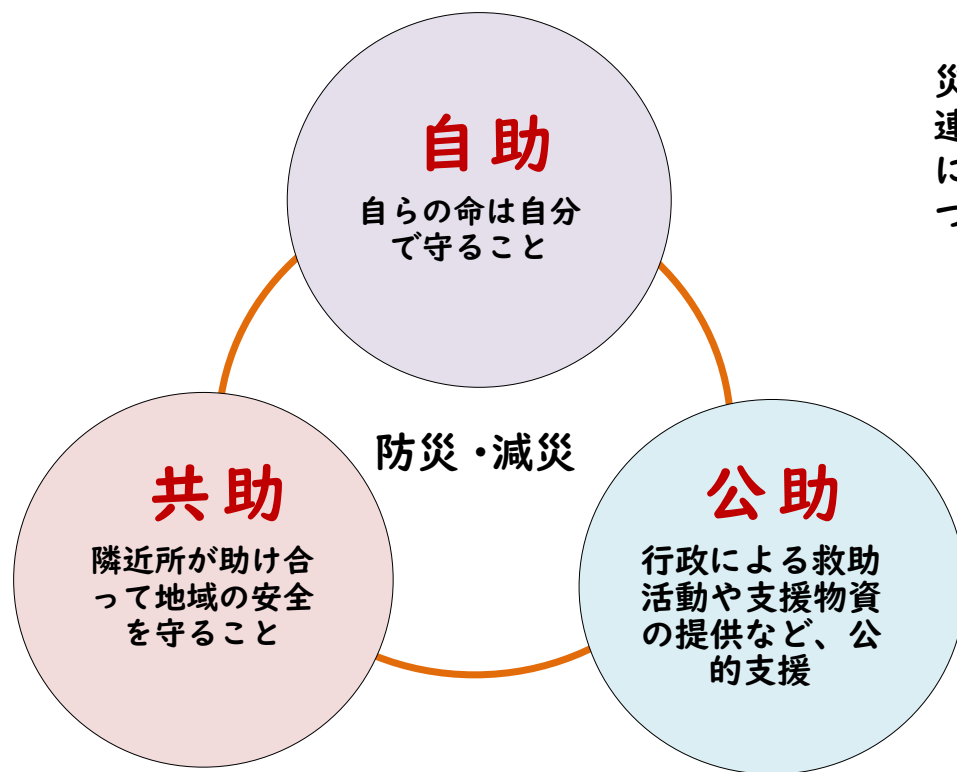
1.地区防災計画のすすめ方

2.地区防災計画の取組み

3.これからの地区防災計画

防災・減災のキーワード

- 自助 = 自分で自分を助けること
- 共助 = 家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと
- 公助 = 行政による救助・支援、のこと



災害時には、自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。



阪神淡路・東日本大震災

教訓



平成25年の**災害対策基本法**で
自助及び共助に関する規定がいくつか追加



地区防災計画 (平成26年4月1日施行)

【参考資料】 災害対策基本法（国）と地区防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）から

（市町村地域防災計画）

第四十二条

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

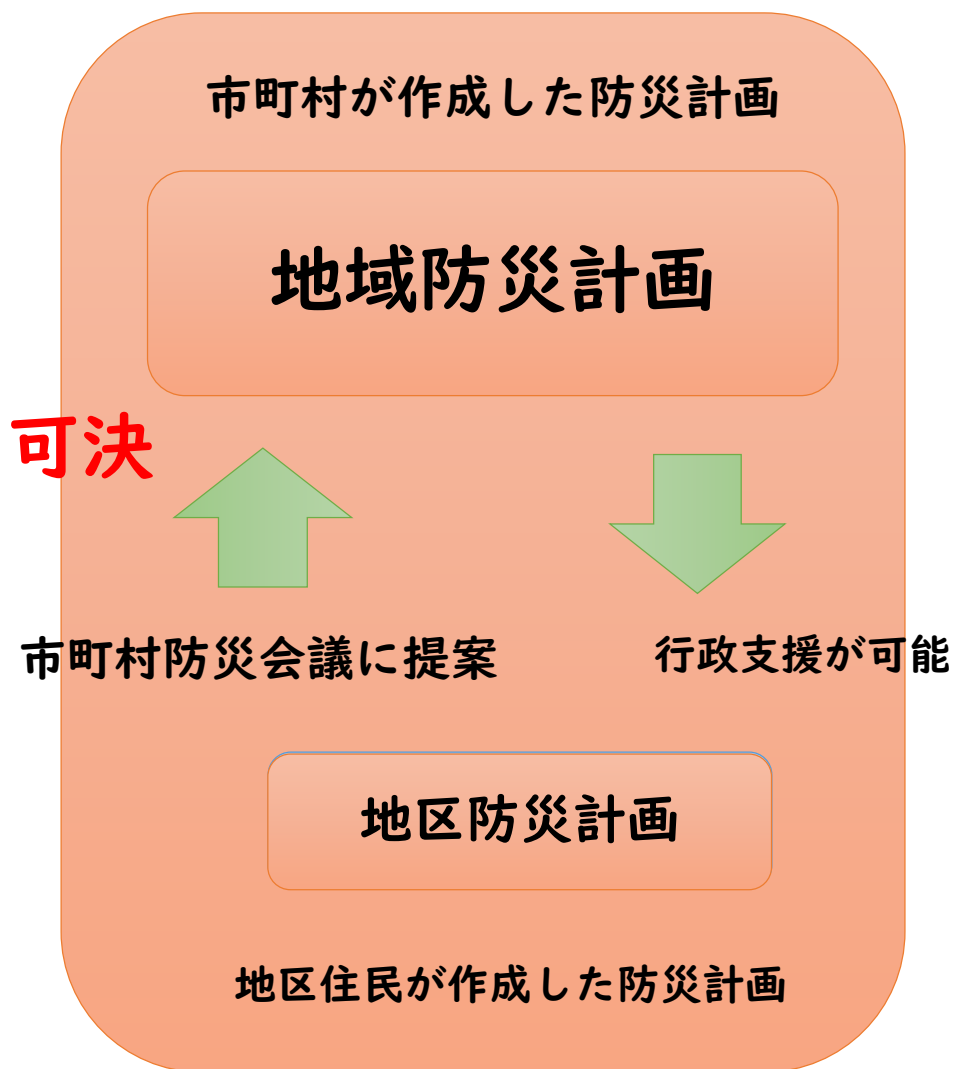
2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

地区防災計画と地域防災計画の関係



地区防災計画の特徴

ボトムアップ型の計画

住民主役の作成プロセス

実践的な計画



1.地区防災計画のすすめ方

それぞれの地域特性に応じて、**地区住民が主体**となって計画を立てます。

地区防災計画での検討事項の例

- ・ 行政界を超えたハザードマップの作成
 - ・ 避難所運営マニュアル（コロナ禍を考慮）
 - ・ 要配慮者に対する支援の方法
 - ・ 独居高齢者の具体的な安否確認方法の確認
 - ・ 地区内事業所との協力関係の構築
- 等



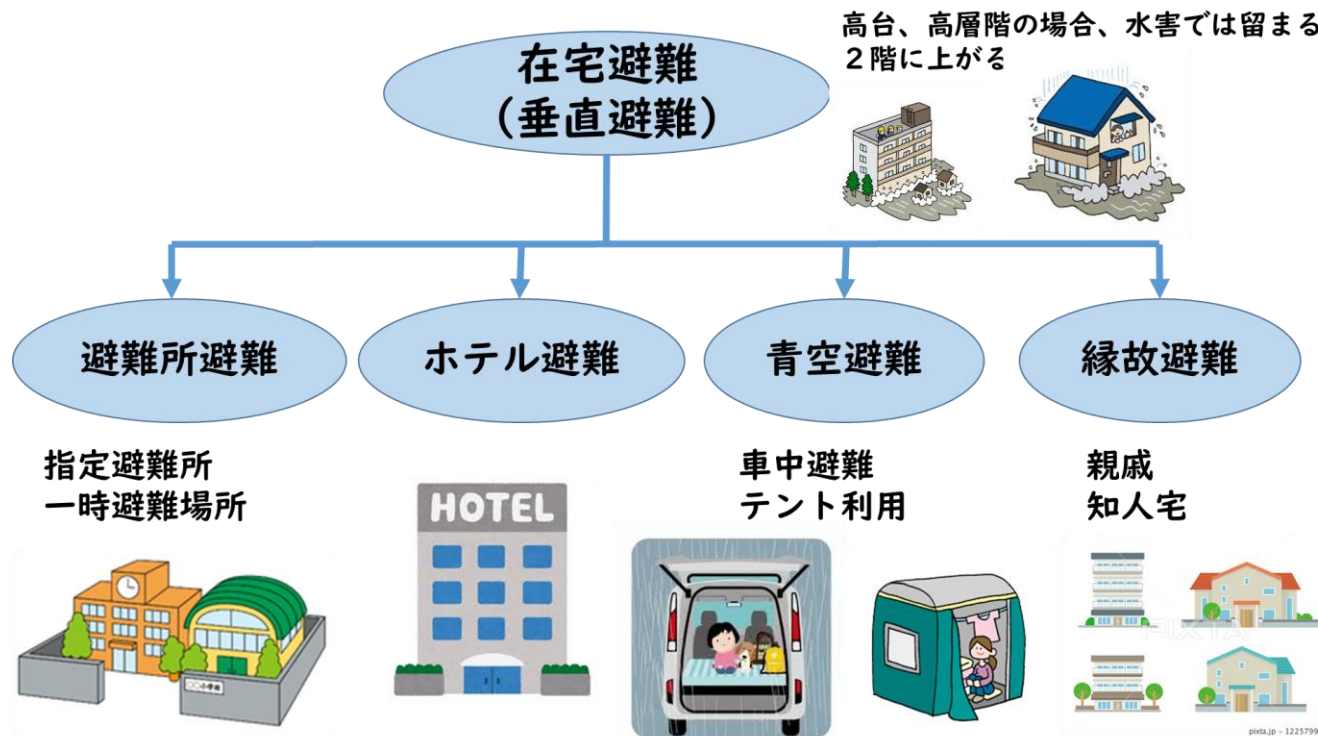
行政（市区町村）の役割は、地区の気運を見て直接・間接的支援します。

1.地区防災計画のすすめ方

分散避難の考え方を取り入れた避難方法

予め地域の中で、一時的な利用が可能な避難場所を探しておきましょう。

多様な形態の避難として、大きく5つの場合に分けられる。



地区防災計画をすすめるプロセス

共通

地区住民、アドバイザー、地域の自治体等の関係者との検討会

タイプ1
住民の合意形成段階

防災セミナー

ワークショップの開催

防災マップの作成

タイプ2
防災マップ等計画作成資料あり

ワークショップの開催

避難のルール化
地区防災計画の作成

タイプ3
地区防災計画(案)あり

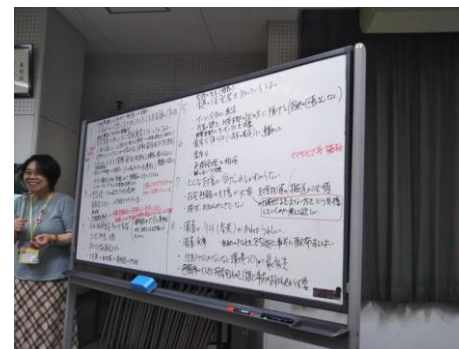
ワークショップの開催

地区防災計画の見直し

1.地区防災計画のすすめ方

これまで開催された1地区における地区防災計画策定の年間スケジュールです（参考）。

用途	主なテーマ	日程
キックオフ会議	「地区防災計画について」	8月26日
防災まちあるき	防災まちあるき・意見交換会について	9月28日
第1回目ワークショップ	まちあるき・意見交換会の振り返り	10月16日
第2回目ワークショップ	地区防災計画の“方針”の確認	11月27日
第3回目ワークショップ	各町内会の目標、強み弱み、避難経路等について	12月19日
第4回目ワークショップ	地区防災計画（案）項目の検討と整理	1月29日
第5回目ワークショップ	地区防災計画（案）素案	2月18日
第6回目ワークショップ	地区防災計画（案）まとめ	3月27日



- 完全な計画書作成をめざすのではなく、
期間内で出来る範囲で、計画書にまとめましょう。
- 計画書の文字は大きく、文字数は控えめにし、
イラストや写真を活用しましょう。



自主防災リーダーの活動のこころえ

- **最新の防災知識・情報を得ましょう**
(例) 防災展示会やイベントに参加
近隣の地区の防災訓練に参加・見学
- **コミュニケーション力をつけましょう**
(例) 地域コミュニティ内の座談会で情報共有
- **すべてのメンバーの意見を尊重しましょう**
(例) いろいろな世代の方々に参加してもらって人々の多様な状況の理解
- **仲間を増やす努力をしましょう**
(例) 防災訓練などのイベントの際に広く協力者を求める
委員任期を2~3年で回して、防災のいろいろな役割を担当する(経験する)仕組み作り



1.地区防災計画のすすめ方

地区防災計画コーディネータ



橋渡し役

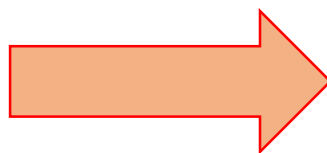


市役所



自主防災リーダー

行政依存型の体質の改善



地区へ支援等、協力体制の確立

地区防災計画の効果

- 地区の人々の繋がり強化
- まちの防災課題や対策を共有する
- 行政との新たな協力体制



地域の絆が強まる
「防災"も"まちづくり」





1.地区防災計画のすすめ方

2.地区防災計画の取組み

3.これからの地区防災計画

2.地区防災計画の取組み

堺市南区 美木多校区の概要

美木多校区は泉北ニュータウンに隣接し、古くからの集落と開発に伴う新興住宅地が混在している校区です。

美木多校区の危険箇所確認から



2.地区防災計画の取組み

美木多校区地区防災計画は、風水害（土砂災害）と地震被害の想定とし、発災直後の初動期における単位自治会での取組みと校区災害対策本部の役割・体制及び行政・各自治会との連携方策について取り決めました。

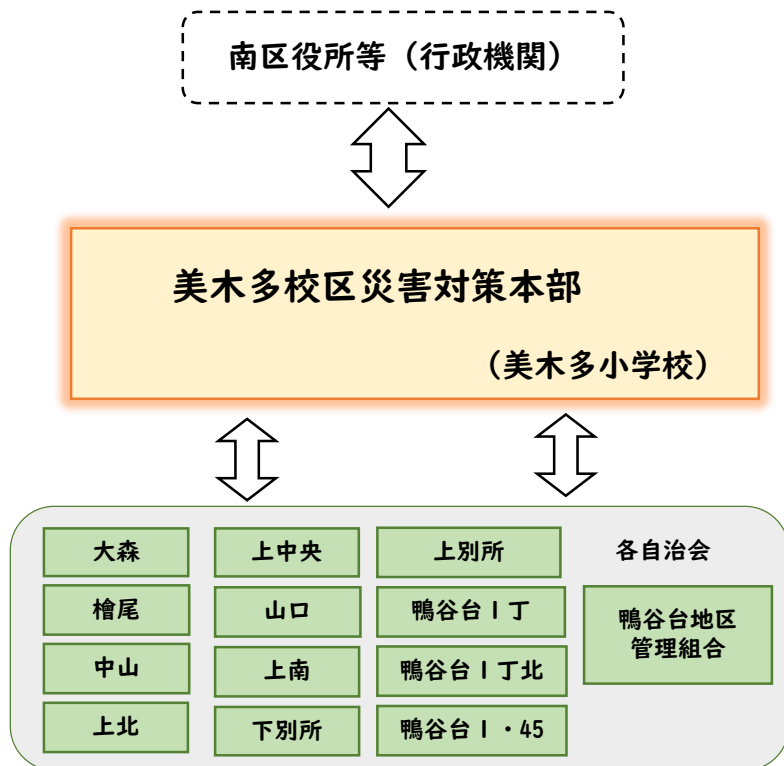
対象となる ハザードと その基準	地震災害：震度6弱以上 風水害（土砂災害）：堺市発令情報をもとに 避難準備、高齢者等の避難開始
計画作成主体	「美木多校区自主防災会」が主体となって定める
計画の対象範囲	大森、檜尾、中山、上北、上中央、山口、上南、 下別所、上別所、鴨谷台地区
計画の目的	①美木多校区における地震の被害想定や対策のあり方を 周知する ②災害発生時から校区災害対策本部の役割と体制につい て把握する ③各自治会における防災の取組みと避難の体制について 把握する
本計画の評価と見 直し	2年に1回とし、美木多校区自主防災会総会 （4月）で実施する



2.地区防災計画の取組み

校区災害対策本部の機能・体制を作りました。

- 被害状況の共有、将来の予測、対応方針について南区役所と共有し、行政から支援を受けやすくする。
- 校区内の資源（ひと、モノ、情報）を上手に調達する。
- 校区災害対策本部は、災害の発生がなくなった時、若しくは災害の応急措置が完了したとき閉鎖する。

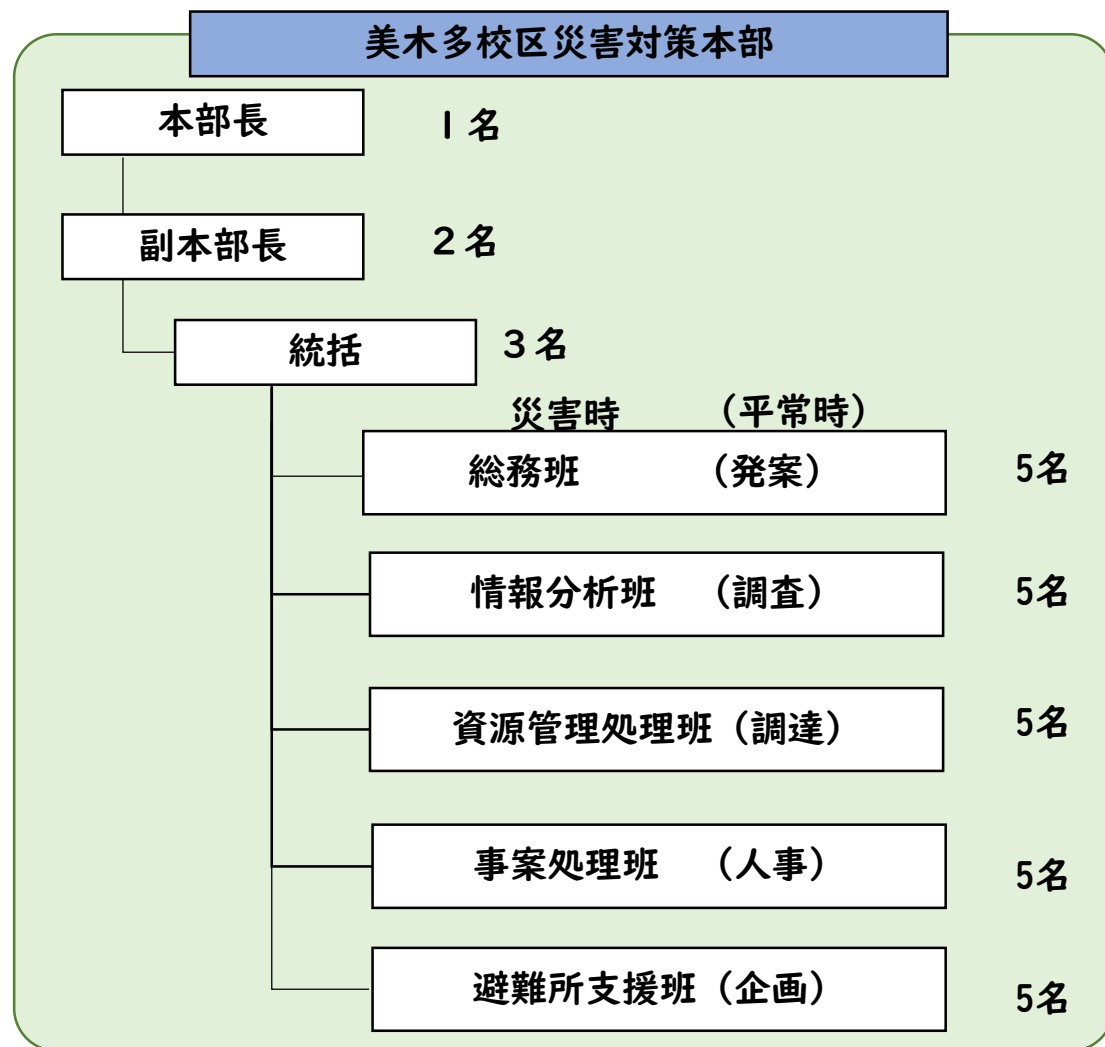


原則として、発災時には、校区災害対策本部は美木多小学校に設置し、美木多校区連合自治会のメンバーを中心に構成しました。

本部長 (1名)	連合自治会 (自主防災会) 会長
副本部長 (2名)	連合自治会 (自主防災会) 副会長
統括 (3名)	民生委員長、校区福祉委員長、自治連合会理事
総務、情報分析、資源管理処理、事案処理、避難所支援	単位自治会各役員、その他単位自治会から指名された人

2.地区防災計画の取組み

校区災害対策本部は原則として、発災時に美木多小学校に設置し、美木多校区連合自治会のメンバーを中心に構成しました。



2.地区防災計画の取組み

令和3年度 美木多校区 地区防災計画書から

中山自治会

防災上の心配（弱点要素）

高齢者が多く、杖や車が無かったら避難が難しい人が多い。在宅避難を選んだ方々をどのように把握し支援してよいかわからない。小さな規模の自治会なので災害時に実働できる人員確保が難しい。

安心要素

自治会館周辺の駐車場を一時避難場所として非常時に活用できるよう所有者に了解してもらった。中山コミュニティ広場に1班の方は一時避難してもらうように新たな避難場所を検討した。

防災の課題

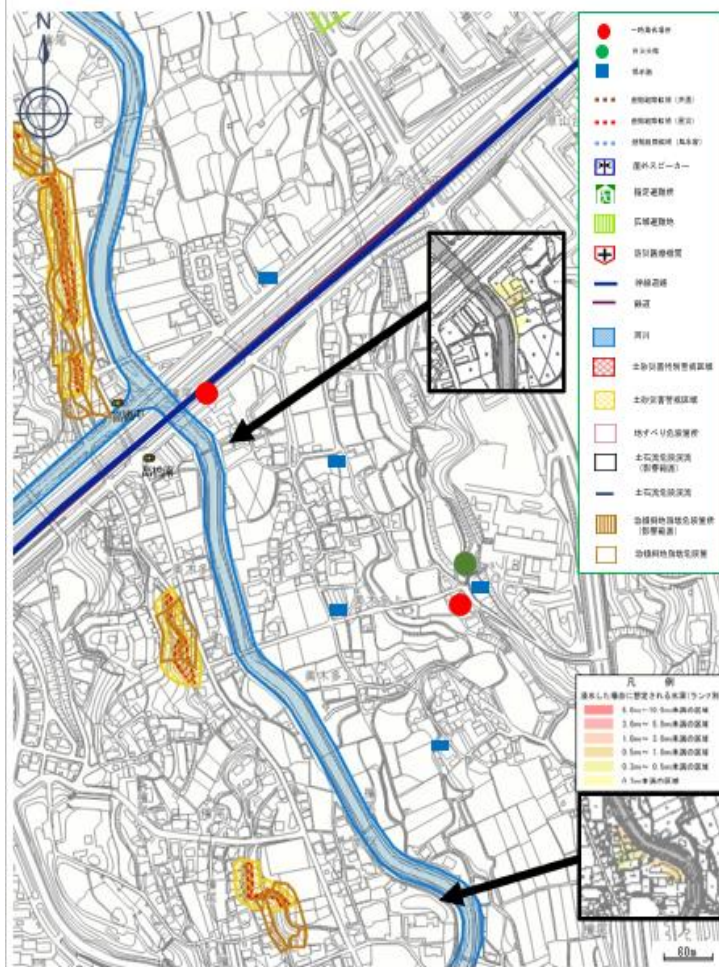
高齢者（要配慮者）の避難支援。在宅避難をしている時、携帯電話が使えない状況下での情報連携。避難経路が非常に狭い。避難経路については、発災したときの状況を見てから対応することになる。

課題解決に向けた取り組み

要配慮者の避難支援の対応検討。



26



27

2.地区防災計画の取組み

令和2年度 豊中市千成校区防災計画書から

事業所

(1) WIN-WINの関係を目指す

事業所と地域住民の双方が「WIN-WIN」の関係になれるよう、災害時に協力できる可能性を示したものです。地区防災計画に記載されているからといって、災害時に必ず遂行すべきものではありません。

地区防災計画を通じて事業所と地域住民との連携を進めるきっかけとし、防災訓練の参加など両者で連携する取り組みを増やしていきましょう。

(2) 連携の輪を広げる

千成校区には多くの事業所が立地しており、より多くの事業所と連携することで災害時に対応できる力を発揮することができます。もちろん既に多くの自治会と事業所で災害時の連携が進んでいますが、災害時に連携しあえる事業所の数をこれからも増やしていきましょう。

41

との連携

(1)XXXXXXXXシート株式会社

【住所】

〒561-0823
大阪府豊中市神州町2-12

【事業内容】

液晶テレビやスマートフォン、サングラス、自動車の内装品等に使用されている特殊機能性フィルムおよびシートの生産

【取り組んでいる防災対策】

- ・従業員の安否確認システムの構築
- ・緊急通報訓練、総合防災訓練の実施
- ・BCP（事業継続計画）の策定
- ・災害に備えての非常食を含めた防災用品の備蓄
- ・リスク管理委員会の開催（定期的）

地域のために協力できること

- ・災害時の避難場所提供（例：体育館）
- ・備蓄防災用品の拠出

42





1.地区防災計画のすすめ方

2.地区防災計画の取組み

3.これからの地区防災計画

3. これからの地区防災計画

ツールを効果的に活用して早期避難・安否確認



背景

■近年の複合災害

- ・地震 (大阪府北部地震等)
- ・豪雨/台風 (令和元年東日本台風等)
- ・感染症 (新型コロナ)

課題例

- ・どこへ避難するか
- ・どの状態で避難を開始するか
- ・どこを通過して避難するか



3. これからの地区防災計画

地区の安否確認方法（事例）

自治会の組（班）長が、ご近所さんの安否状況を確認するために、自治会で統一のマーク（「無事ですマーク」）を使って、各家庭から発信してもらう、まちの申し合わせの仕組みです。

- * 玄関等外から確認しやすい場所に黄色いハンカチ、手ぬぐい、マグネット等の統一のマークを出します。
➡ 防災意識の向上に役立ちます。



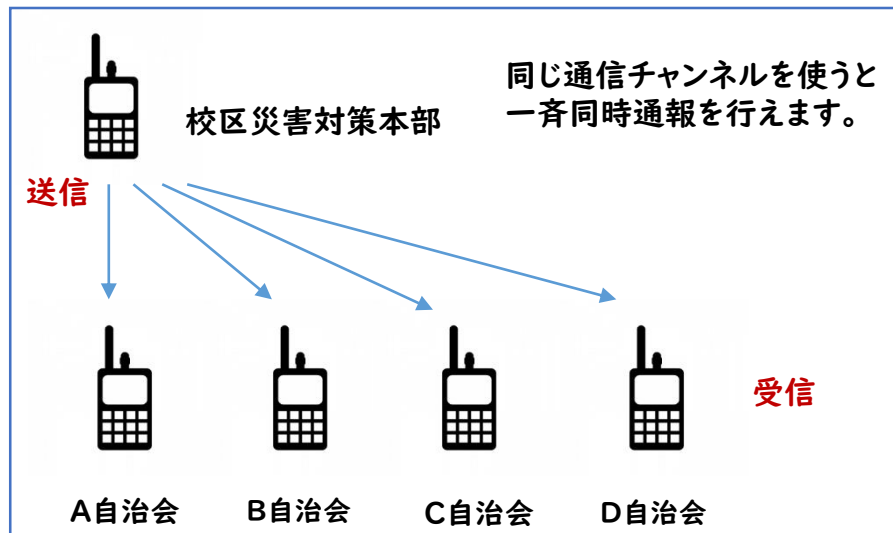
- * 無事ですマークは一旦掲示したら、確認できたころ合い（30分～1時間程度）に、家の中の所定の場所に戻します。
➡ 次の大きな揺れに備えるためと、防犯対策です。



3. これからの地区防災計画

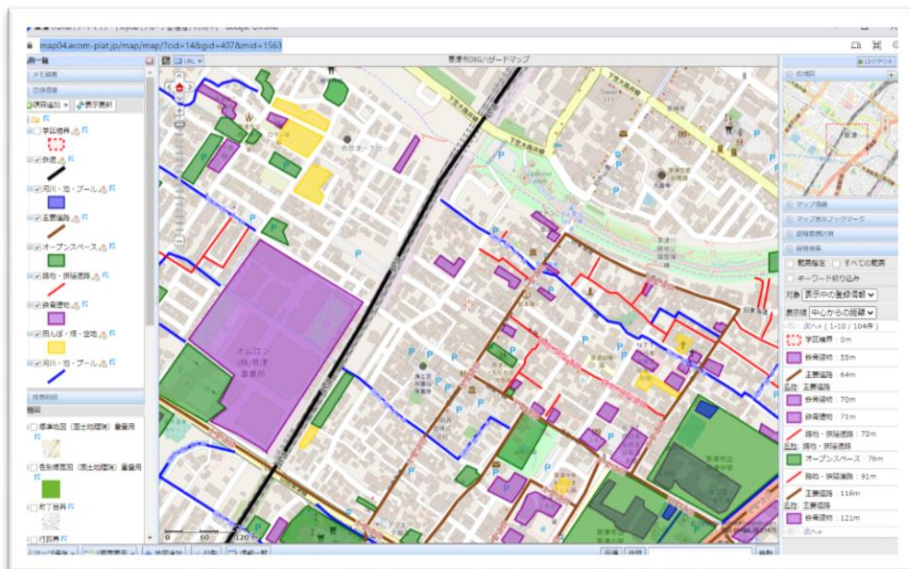
災害時、またはそのおそれがある場合、校区災害対策本部を開設して各自治会住民の安否確認や被害状況把握など、インフラが不通となっても情報を集めることが重要です。

無線機（トランシーバー）を利用すると校区内の遠くに離れた相手に情報を共有することが出来るので、校区災害対策本部の運営がスムーズに行えます。



UHF デジタル簡易無線機

3. これからの地区防災計画



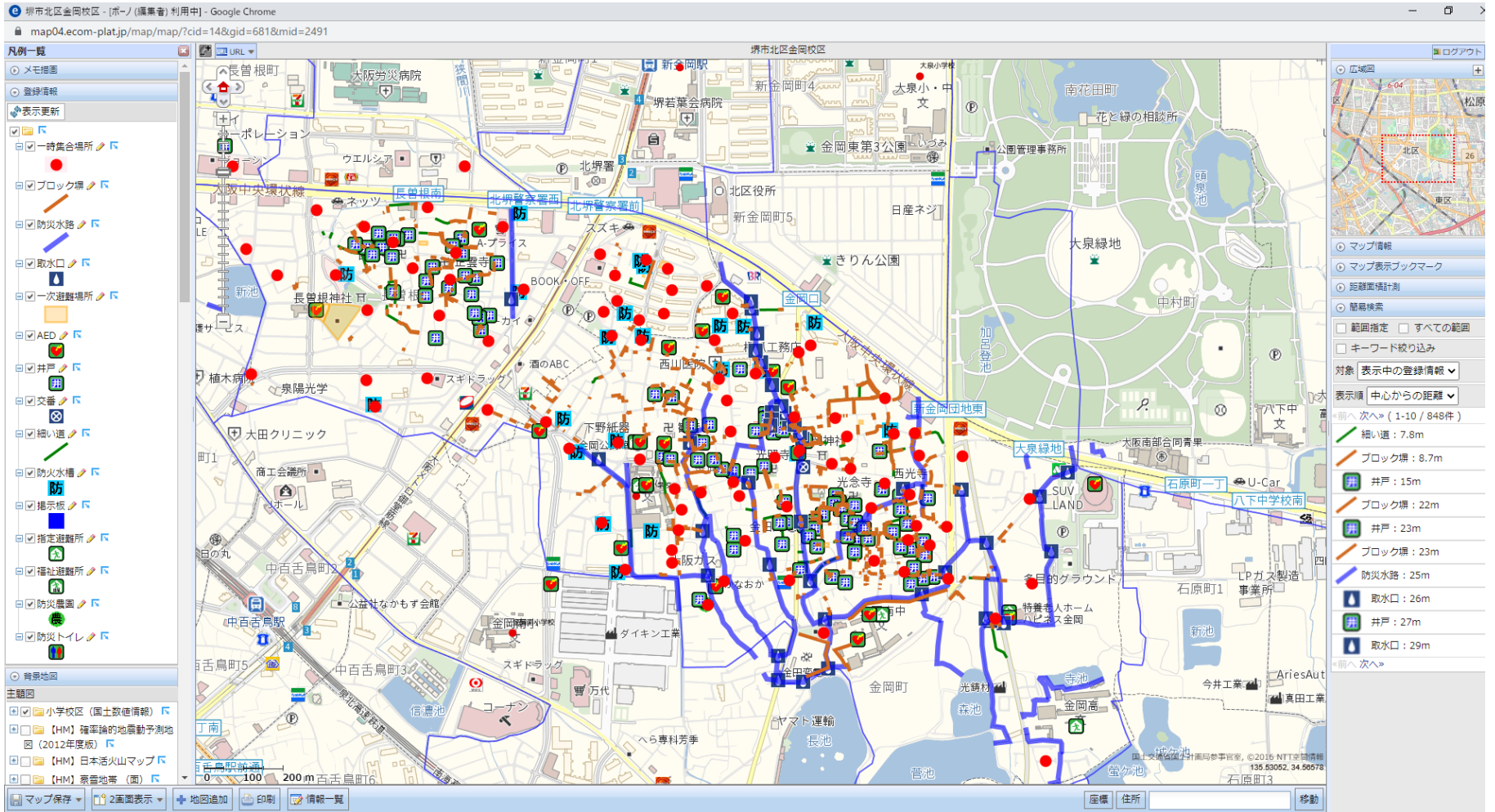
e防災マップ

指定避難所までの推奨避難経路の表示、地域内の標高差を色分けて表示など、地区内の「防災マップ」を作成できます。



3. これからの地区防災計画

堺市北区金岡校区 eコミ防災マップ

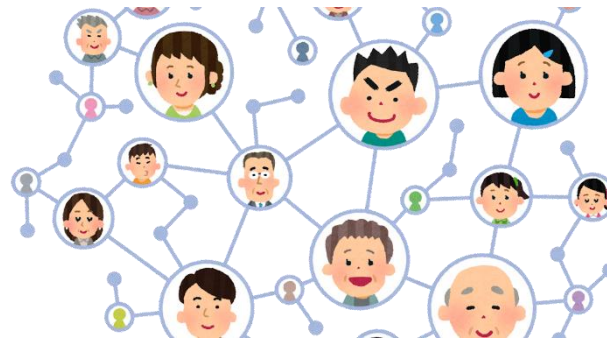


3. これからの地区防災計画

これから考えていきたい課題

- 災害時要配慮者や避難行動要支援者の支援に関するまちの仕組みづくり

日頃から隣近所の要配慮者の存在を相互に把握し、災害時の安否確認と応援要請する人的ネットワークをつくろう



- 帰宅困難者対策に関するまちの仕組みづくり

帰宅困難者になった保護者を待つ児童生徒たちがまちの構成員として活躍できる仕組みをつくろう

- 人材育成を計画的にできる仕組みづくり

防災リーダーの人材育成と防災組織の醸成を行えるまちの仕組みをつくろう